⑭　施工計画書のヒアリングを必要に応じて行う。
⑮　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⑯　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑰　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑱　本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tsuyoshi Koike, Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract :
①　Construction work of Narusegawa Nobirusuimon Saigai-hukkyu
②　Construction work of Kitakamigawakaryu Tsukihamadai2-suimon Saigai-hukkyu
③　Construction work of Kitakamigawakaryu Kamaya-suimon Saigai-hukkyu
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 24 December 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 4 : 00 P.M. 6 February 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 6 February 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 6 February 2014)
⑹　Contact point for tender documentation, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2531

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、２件の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

なお、申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する休日）を除く、午前９時から午後５時（電子入札の場合）。または、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

平成25年12月９日

支出負担行為担当官
東北地方整備局長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①工事　国道115号横川高架橋上部工工事(以下「①工事」という。)
②工事　国道115号今田高架橋上部工工事(以下「②工事」という。)
（①工事、②工事共に電子入札対象案件）
⑶　工事場所
①工事　福島県相馬市山上字入南田～相馬市山上字上並木地内
②工事　福島県相馬市今田字久保前地内
⑷　工事内容
①工事　鋼３径間連続細幅箱桁橋＋鋼２径間連続Ｉ桁橋　橋長Ｌ＝241.0m、Ｗ＝12.0m、上部工製作・輸送工・架設工約730ｔ、橋梁付属工１式
②工事　鋼３径間連続細幅箱桁橋　橋長Ｌ＝198.6m、Ｗ＝12.0m、上部工製作・輸送工・架設工約850ｔ、橋梁付属工１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から
①工事　平成27年７月17日まで
②工事　平成27年６月２日まで
⑹　使用する主要な資機材　①工事　鋼材約730ｔ　②工事　鋼材約850ｔ
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
②　本工事は、新たな積算方式を用いて積算を行う「施工パッケージ型積算方式」の試行工事である。
③　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑥　本工事は、鋼橋上部工の長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、鋼橋上部工の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、鋼橋上部工の耐久性の向上を図るものである。
⑦　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。
⑧　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記(a)から(d)の要件を全て満たす鋼橋上部工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
(b)　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。
ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は実績として良い。